

木造3階建てと大規模木造に関する規制緩和(5)
大規模木造建築物の禁止と規制緩和(その3)
ついに「耐火建築物」が…

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことに伴い、木造3階建ての学校等を建てることにより木材需要を喚起することが政府方針となり、平成26年に建基法27条と関係規定の大改正がおこなわれて、1項から「耐火建築物」という言葉がなくなりました。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

建基法27条1項の改正

木造3階建ての学校等を建築できるよ
うにするには、建基法27条を改正する必
要がありました。そのためにおこなわ
れた平成26年の改正は、大がかりなも
のでした。

従来、「耐火建築物(又は準耐火建築
物)としなければならない」とされてい
たところが、

「その主要構造部を当該特殊建築物に存
する者のすべてが当該特殊建築物から地
上までの避難を終了するまでの間通常の
火災による建築物の倒壊及び延焼を防止
するために主要構造部に必要とされる性
能に関して政令で定める技術的基準に適

合するもので、国土交通大臣が定めた構

造方法を用いるもの又は国土交通大臣の
認定を受けたものとし、かつ、その外壁
の開口部であつて建築物の他の部分から
当該開口部へ延焼するおそれがあるもの
として政令で定めるものに、防火戸その
他の政令で定める防火設備(その構造が
遮炎性能に関して政令で定める技術的基
準に適合するもので、国土交通大臣が定
めた構造方法を用いるもの又は国土交通
大臣の認定を受けたものに限る)を設け
なければならない」
と改訂されました。

「耐火建築物」はごつたんだらう?」と、条
文を最初に読んだときは、ギョッとした

られない、というところにもなりそうです。
ということですが、まずは、この改正と、
従来の耐火建築物や耐火構造・準耐火構
造とはどう違うのか、その関係を見てみ
まじょう。

法27条1項に規定する
特殊建築物の主要構造部の性能

「建築物に在る者のすべてが地上までの
避難を終了するまでの間、主要構造部が
倒壊及び延焼を防止するために必要な性
能」というのはどのような性能でしよ
うか?

まず、「建築物に存する者のすべて」は、
「在館者だけではなく消防隊員も含まれ
る」というのが国土交通省の解釈だそ
うです。でも、「政令で定める技術的基準」
を見てみると、消防としては「安心」
というわけにはいきません。

この性能(建基法27条1項に規定する
特殊建築物の主要構造部の性能)に関す
る技術基準は建基令110条に定められ
ており、1号か2号のどちらかに適合す
ればよいことになっています。

まず2号では、耐火構造の基準(建
基令107条)か耐火性能検証法の基準
(同令108条の3第1号イ及びロ)の
どちらかに適合すれば、建基法27条1項
に規定する特殊建築物の主要構造部の性
能として認められるとされています。

一方1号では、主要構造部に通常の火
災による火熱が加えられた場合に、加熱
開始後、部位に応じて一定時間、構造耐
力上支障のある変形、溶融、破壊その他
の損傷を生じないこと(非損傷性能)を求
めています。これは耐火構造の基準と同
じ考え方ですが、その時間は、屋根や階
段(いずれも原則30分間)を除き、すべて
「特定避難時間(特殊建築物の構造、建
築設備及び用途に応じて当該特殊建築物
に存する者のすべてが当該特殊建築物か
ら地上までの避難を終了するまでに要す
る時間)」とされ、1時間、2時間などの
決まった時間ではなくなっています(同号
イ)。また、遮熱性能(同号ロ)、遮炎性
能(同号ハ)についても、原則として「特
定避難時間」が基準になっています。
建基法27条1項では、「政令で定める

ものでした。

この部分の意味は、「特殊建築物のう
ち、避難に主眼をおいた別表第一(イ)欄
(1)項から(4)項までに掲げるものに
ついては、当該建築物に在る者のすべて
が地上までの避難を終了するまでの間、
主要構造部が倒壊及び延焼を防止する
ために必要な性能を有し、かつ、外壁の
開口部に延焼を防ぐための防火設備を設
けたものとしなければならない」という
ことですが、これでも「耐火建築物とし
なければならない」とシンプルだったのに
比べるとわかりにくいでしょう。

消防から見ると、「在館者が避難を終
えれば倒壊してもよい」という程度の性
能では、危なくて消防活動などやってい
けないか、どちらかが要件になっています。
この「国土交通大臣が定めた構造方法」
は、「建築基準法第27条第1項に規定す
る特殊建築物の主要構造部の構造方法を
定める件(平成27年2月23日国土交通
省告示第255号)」で定められています。

同告示の第1(主要構造部の構造方法
について規定)の2項では、建基令110
条2号に、建基令108条の3第1項2
号(耐火性能検証法の基準に適合するも
の)として国土交通大臣の認定を受けたも
の(を)を加えたものになっています。要する
に、ここでは、耐火構造であれば建基法
27条1項に規定する主要構造部の基準に
適合する、といっているわけです。

一方、第1の1項1号では、建基法27
条1項2号に該当する特殊建築物(避難
危険性が比較的高いと考えられる一定の
特殊建築物を除く)については、45分耐火
の普通の(準耐火構造等にすれば足りる
こととされています)。